

平成 30 年度 男女共同参画推進センター事業実績

【参考資料 1】

◆女性相談事業

1 事業の目的

- 売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき女性相談員を設置し、相談者が抱える様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。

2 事業の内容

- 結婚・離婚問題や家庭問題などで不安や問題を抱えている相談者に対し、適切な指導や助言を行うとともに、関係機関・庁内関係課等とも連携を図り、相談者のニーズにかなった支援を行う。

【女性相談】

- ・相談員 3人
- ・相談場所 上越市市民プラザ2階 男女共同参画推進センター内
- ・相談受付 月～土曜日 午前9時～午後5時（毎週火曜日は電話相談のみ午後7時まで延長）
※日曜日・祝日、年末年始、市民プラザ休館日は除く

【出張相談】

- ・男女共同参画推進センターに出向くことができない相談者に対し、相談員が最寄りの公共施設で相談を行う。（事前予約制）

3 相談件数について

- 平成30年度は相談延べ件数が4,466件、相談実人数は302人となり、平成29年度の相談延べ件数と比較して37件の増、相談実人数では51人の増となった。
- 全相談件数の約半数（45.4%）が家庭問題となっており、そのうちDV関係の相談は全相談件数の11.6%を占めている。

<女性相談事業実績>

区分	平成 28 年度		平成 29 年度 (B)		平成 30 年度 (A)		比較増減 (A) - (B)		
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	
女性保護施設等入寮者数(人)	3		1		1		0		
相談実人数/相談延べ件数	279	4,401	251	4,429	302	4,466	51	37	
内訳	経済問題	10	386	9	451	6	444	▲3	▲7
	職業・就労問題	1	37	3	26	0	48	▲3	22
	結婚・離婚問題	48	427	52	545	62	459	10	▲86
	家庭問題	146	1,921	129	1,899	156	2,028	27	129
	(うちDV関係)	(45)	(630)	(46)	(573)	(53)	(516)	(7)	(▲57)
その他	74	1,630	58	1,508	78	1,487	20	▲21	
相談日数(日)	281		281		280		▲1		
1日あたり相談件数(件)	15.7		15.8		16.0		0.2		

※ 人数は、主な訴えのあった内訳項目に実人数を記載。件数は、複数の内容の相談があった場合、主な訴え以外の件数も加えて記載。

【参考】

	平成 28 年度	平成 29 年度 (B)	平成 30 年度 (A)	比較 (A) - (B)
実相談回数(関係機関との連携含む)	1,252回	1,194回	1,180回	▲14回
※ () 内は1相談者当たり回数	(4.49回)	(4.76回)	(3.91回)	(▲0.85回)

4 相談者の状況について

- 相談実人数は302人で、このうち女性は282人(93.4%)、男性は14人(4.6%)、不明は6人(2.0%)であった。また、相談者の新規・再来別では、新規が228人(75.5%)、再来が74人(24.5%)であった。
- 相談者の居住地別では、合併前上越市が208人(68.9%)、13区は37人(12.3%)、市外・不明は57人(18.9%)であった。また、相談方法の区分では、男女共同参画推進センターへの来所が109人(36.1%)、電話相談が184人(60.9%)、出張相談が1人(0.3%)、メール等その他が8人(2.7%)となっている。

【年代別集計】

18歳未満	1人	0.3%
18歳以上20歳未満	3人	1.0%
20代	40人	13.2%
30代	80人	26.5%
40代	83人	27.5%
50代	38人	12.6%
60歳以上	25人	8.3%
不明	32人	10.6%
合計	302人	-

【相談経路】

本人自身	245人	81.1%
警察関係	7人	2.3%
法務関係	-	-
他の婦人相談所	2人	0.7%
他の婦人相談員	2人	0.7%
福祉事務所	24人	7.9%
他の相談機関	10人	3.3%
社会福祉施設等	2人	0.7%
医療機関	1人	0.3%
教育機関	-	-
労働関係	-	-
民間シェルター	-	-
知人縁故関係	9人	3.0%
その他	-	-
合計	302人	-

※ 割合は四捨五入しているため、合計が100%にならない。

5 事業の成果及び今後の課題、反省点について

- 目標達成状況
 - ・配偶者等からの暴力被害の相談では、相談者に対して迅速かつ的確な助言・支援に努めたほか、緊急のケースでは一時保護施設への入所措置を講じ、被害者の安全確保を図った。
 - ・国・県等の研修会に参加し、女性相談員として必要な知識や資質の向上を図った。
- 事業の成果
 - ・DVに関する相談件数が500件を超える中、関係課・機関と連携し、迅速に適切な支援を行うことができた。
- 今後の課題
 - ・DVに関する緊急一時保護事案が継続的に発生している中、市の女性相談窓口の認知度は低下傾向にあることから、相談窓口の充実と周知の強化を図る必要がある。

◆男女共同参画事業

1 男女共同参画推進センター事業について

(1) 概要

- ・男女共同参画推進センターは、男女共同参画基本条例において、当市における男女共同参画の事業推進と市民活動の拠点施設として位置付けられている。(平成 13 年 3 月設置)
- ・男女共同参画推進センターでは、男女共同参画の促進に関する講座等の企画・運営や、女性相談業務及び広報活動等を行っている。

(2) 平成 30 年度実績

① 男女共同参画推進センター講座 (12 講座・15 回、414 人参加)

- ・上越市男女共同参画基本計画の実効性を図るため、センター講座を開催し、男女共同参画についての周知、啓発を図った。

<講座開催実績>

No.	月日	講座名	参加人数	会場	企画・運営
1	6/9	「未来を花束にして」映画上映会&トーク	26	市民プラザ	登録団体委託*
2	6/30	それは暴力です！～女性への暴力の構造と暴力防止	56	県立看護大学	登録団体委託
3	7/8	メンバーのやる気を引き出す参加型の場づくり	15	オーレンプラザ	(公財)新潟県女性財団との共催
4	7/7～7/28	住みやすいまちってどんなまち？女性の視点で考えるまちづくり講座 (3 回)	14	市民プラザ	登録団体委託
5	9/1	みんなが笑顔になる方法～私、笑顔、明日のその先～ワーク・ライフ・バランス推進講座	22	市民プラザ	(公財)新潟県女性財団との共催
6	9/17	性って何？知って守ろう！自分と大切な人の心とからだ～性と生殖に関する健康と権利講座～	15	オーレンプラザ	登録団体委託
7	9/19、9/29	人生百年時代の生き方 自分らしい生き方のヒント (2 回)	47	春日謙信交流館ほか	登録団体委託
8	10/4	ママのためのアンガーマネジメント講座～私のイライラどうしたらいい？～	47	市民プラザ	登録団体委託
9	10/20	手をつないだら考えること CAP ワークショップ	16	県立看護大学	登録団体委託
10	11/10	男女平等はどこまで進んだか～女性差別撤廃条約から考える～赤松良子さん講演会	46	柿崎コミュニティプラザ	かきざきコンシェルジュ生活学校ほかとの共催
11	12/8	知ることからしか始まらない性と生にまつわる今日的话题～当事者が語る LGBT、性暴力被害～	56	県立看護大学	自然な出産と母乳育児を考える会との共催
12	3/9	とつぜん家族が倒れたら～これからの男性介護は～	54	市民プラザ	登録団体委託
計		12 講座 (委託 8、共催 4)・15 回	414		

※ 企画・運営欄における「登録団体委託」とは、上越市 (男女共同参画推進センター) が登録団体に講座の企画・運営を委託したものを指す。

<講座参加者の満足度>

- ・平成 30 年度 77.7% (参考：平成 29 年度 76.0%)・・・平成 34 年度目標値 80.0%
- ※ 第 3 次男女共同参画基本計画における評価指標として新たに設定した。

② 自分磨き応援講座の開催

- ・出会いや就職など、自らが希望するライフプランの実現に向けて、参加者が自らの魅力に気づき、自分らしく活躍するきっかけとしてもらうための講座を開催した。

講座タイトル：自分磨き応援講座「Let's challenge!!」

Lesson1・・・「TPOで学ぶ国際的服装マナー」、「西洋のテーブルマナー」

開催日：平成 30 年 11 月 7 日 (水)

講師：関原英里子さん (京美容室)、宮崎朋子さん (カラーコンサルタント)

Lesson2・・・「伝わる！国際的コミュニケーション術」

開催日：平成 30 年 11 月 14 日 (水)

講師：フォックス シャーヤさん (外国語教師)、ジェームズ クラインさん

参加人数：52 人 (Lesson1：28 人、Lesson2：24 人)

③ 男女共同参画推進センター出前講座 (16 団体・18 回、1,396 人参加)

- ・学校や企業、地域などが主催する男女共同参画に関する講座・学習会などに講師を派遣し、男女共同参画に関する意識啓発を図った。

<講座開催実績>

区分	開催回数	参加人数	実施プログラム・実施回数						
			デートDV防止	男女共同参画と人権	子育て支援、介護支援	子どもへの暴力防止	地域の男女共同参画	ハラスメント防止	ワーク・ライフ・バランス
学校	8	1,068	4	2	-	2	-	-	-
企業	5	156	-	-	-	-	-	4	1
地域・市民団体	5	172	-	1	1	-	2	1	-
計	18	1,396	4	3	1	2	2	5	1

④ 広報事業

<情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行>

- ・年 4 回の発行回ごとにそれぞれテーマを設定するとともに、市内全町内会への班回覧や市の主な施設等へ配置し、男女共同参画に関する啓発及びセンターの各種事業等について紹介した。

(発行回数：年 4 回、発行部数：1 回あたり 10,000 部)

—各号別発行テーマ—

- ▶ 6 月 15 日号：「走り出せ、性別のハードルを越えて、今」(男女共同参画週間の周知)
- ▶ 9 月 15 日号：あなたの周りで起きていませんか？(デートDVについて)
- ▶ 12 月 15 日号：性別って おとことおんなだけですか？(LGBTについて)
- ▶ 3 月 15 日号：あなたとパートナーの心と身体 大切にできていますか？(性と生殖に関する健康と権利について)

⑤ 男女共同参画推進センター登録団体懇談会の開催

- ・懇談会を定期的に 4 回開催し、センター登録団体との連携を図った。

〔※懇談会では、センター講座の企画案や情報紙の内容等について、それぞれの原案を基に協議したほか、第 2 部では男女共同参画に関する意見交換を行った。〕

- ・平成 31 年 3 月末現在 センター登録団体数 22 団体

2 第 3 次男女共同参画基本計画に関する取組状況について

- (1) 第 3 次男女共同参画基本計画（H30～H34）の進捗管理
- ① 平成 30 年 3 月に策定した第 3 次男女共同参画基本計画に基づき、各課等で取り組んだ平成 29 年度の事業実績等について整理した。
また、平成 30 年度の事業実施計画の進捗管理、及び平成 31 年度の事業計画の策定について、関係課等を通じて整理を行った。
- ② 市が設置する各種審議会等における女性委員の登用状況に関する調査（H31. 3. 31 現在で調査）
- ・調査対象とした審議会等【計 126】
 - a. 地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき設置する市の執行機関等
教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会 等 【計 6・女性委員登用率 17.1%】
 - b. 地方自治法第 202 条の 5 の規定に基づき設置する地域協議会
高田区地域協議会 等 【計 28・女性委員登用率 18.0%】
 - c. その他の審議会等（地方自治法第 202 条の 3 の規定に基づき設置する市の附属機関等）
上越市特別職報酬等審議会 等【計 92・女性委員登用率 32.6%】
 - ・登用状況：平成 31 年 3 月末現在 29.0%（前年度比 +0.1 ポイント）
- (2) 男女共同参画審議会の開催
- ① 設置根拠（上越市男女共同参画基本条例第 22 条）
- ・男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議する。
- ② 所掌事務
- ・男女共同参画基本計画に関し、第 11 条第 3 項（男女共同参画基本計画を定める場合に審議会の意見を聴くこと）に規定する事項を処理すること。
 - ・市長の諮問に応じ、男女共同参画の促進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
 - ・男女共同参画の促進に関する施策の実施状況を監視するとともに、市の施策が男女共同参画の促進に及ぼした影響を評価すること。
- ③ 審議会委員
- ・委員数 17 人（任期：H29. 4. 1～H31. 3. 31） ※学識経験者、事業者、公募市民等で構成

<審議会の開催実績及び主な協議事項>

回	開催日	協議事項
第 1 回	8 月 3 日（金）	・平成 29 年度の実績・平成 30 年度の事業計画について
第 2 回	11 月 29 日（木）	・平成 30 年度の実績（見込）・平成 31 年度の事業計画（予定）について

3 その他男女共同参画事業について

- (1) 男女共同参画サポーター制度
- ① 目的及び期待する主な役割
- ・地域での男女共同参画の推進に関する意識・知識の普及啓発。
 - ・男女共同参画推進センター講座等への積極的参加や、市民に向けた参加の呼び掛け。
 - ・サポーター自身の活動を通じて、男女共同参画の実践とそのきっかけづくり。
- ② 平成 30 年度実績
- ・サポーター懇談会を 4 回開催し、サポーター相互の交流や情報交換、今後の活動について検討したほか、センター登録団体と合同の研修（にいがた女と男フェスティバル参加）を行った。

・平成 31 年 3 月末現在の登録者数 22 人

- (2) 男女共同参画に関する職員研修会の開催
- ・各課等の男女共同参画推進担当者（主に副課長級職員）及び保育士（園長又は副園長）を対象に研修会を開催し、職員への意識啓発を図った。
 - ・行政職員対象～「女性活躍推進時代のワーク・ライフ・バランス」
講師：菅原幸子さん（女性労働協会 女性就業支援専門員）
 - ・保育士対象～「ハラスメントのない職場づくり」
講師：桂香代子さん（女性労働協会 第二事業部部長）
- (3) 女性人材バンク
- ・上越市男女共同参画基本条例の理念にのっとり、女性の人材の情報を蓄積し、かつ、その情報を活用する制度を創設することにより、本市の審議会等の委員、研修会の講師等に積極的に女性を活用し、もって男女共同参画社会の促進に寄与することを目的としている。
 - ・平成 31 年 3 月末現在の登録者数 56 人

4 事業の成果及び今後の課題、反省点について

- (1) 目標達成状況
- ・子育てや家族の問題など、生活に身近な分野に加え、教育を受ける権利や L G B T など幅広いテーマの講座を開催し、男女共同参画の意義について考える機会を提供した。
- (2) 事業の成果
- ・父子で参加できる講座のほか、地域や学校・事業所などを対象に男女共同参画に関する出前講座を実施し、幅広い世代へ男女共同参画社会の必要性について意識啓発を図ることができた。
- (3) 今後の課題
- ・市民意識調査の結果、男女の地位の平等感が低下傾向にあることや、家庭・地域・職場など身近な環境における固定的性別役割分担意識が根強く残っていることなどが改めて浮き彫りとなったことから、これらの改善・解消に向けた取組や啓発活動に重点的に取り組んでいく必要がある。

第3次基本計画に基づく平成30年度実施計画【総括表】 …女性活躍推進に関連する重点目標

施策の分野【2】	基本目標【6】	重点目標【17】	施策の方向【35】	事業数	A:達成	B:ほぼ達成	C:未達成	D:事業未実施
I 男女が等しく参画するための社会環境整備	1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：8 ▶ 事業数：20	(1) 男女共同参画についての理解の促進	①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	重複1 3	重複1 3			
			②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	1	1			
		(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	5	4	1		
			②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	2	2			
		(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進	1	1			
			②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	2	2			
		(4) 子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	3	3			
			②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	3	3			
	2 男女共同参画を実践できる環境づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：9 ▶ 事業数：30	(1) 労働環境の見直しの推進	①ワーク・ライフ・バランスの浸透	4	4			
			②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	4	3		1	
			③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	1	1			
		(2) 子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	6	6			
			②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	1	1			
		(3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及啓発	2	2			
			②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	9	8		1	
		(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	①生活困窮者の自立促進の支援	1	1			
	②ひとり親家庭等への支援の充実		2	2				
	3 女性が活躍できる社会づくり ▶ 重点目標：3 ▶ 施策の方向：6 ▶ 事業数：14（H31は15）	(1) 女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	3	3			
			②女性の再就職への支援	3	3			
		(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供	重複1 2	重複1 1			1
②女性の参画情報の調査、公表			重複1 1			重複1 1		
(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大		①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進	重複1 3	重複1 2			1	
		②女性職員の積極的な登用	2	2				
4 推進体制の整備 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：17	(1) 男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化	重複1 3	重複1 3				
		②市民や活動団体への支援	2	2				
	(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	①市職員への研修会の実施	4	4				
		②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	重複1 8	7		重複1 1		
II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援	1 暴力を許さない社会づくり ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：8	(1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	2	2			
			②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	1	1			
		(2) 相談窓口の充実	①女性相談事業の充実	2	2			
			②その他相談機関との連携	3	3			
	2 被害者等への支援 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：6	(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	1	1			
			②被害者への安全確保のための情報提供	3	3			
		(2) 自立への支援	①生活再建の支援	1	1			
			②同伴者への支援	1	1			
合計（重複登載分を除く合計）				92	86	1	5	0
				達成率	93.5%	1.1%	5.4%	-
				目標達成状況（構成比）	94.6%		5.4%	

第3次男女共同参画基本計画に基づく平成30年度取組実績について

分野Ⅰ 男女が等しく参画するための社会環境整備
基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標(1) 男女共同参画についての理解の促進

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発	市役所市民課ロビー及び市民プラザ男女共同参画推進センターにおいて、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら配置し、市民向けに情報提供する。	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、より分かりやすく適時適切に情報提供する。	継続的な男女共同参画に関する情報を提供した。 ・男女共同参画週間(6月)、女性に対する暴力の防止(11月)、図書コーナーの利用促進など	A	継続		男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-4-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。(数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行した。(年4回・1回当たり10,000部) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させた。	A	継続		
	男女共同参画に係る図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に係る図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。	引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列した。	A	継続		人事課
②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	男女共同参画の基本的知識の周知	男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で11講座以上)	男女共同参画推進センター講座を開催した。 ・登録団体との共催:2講座 ・センター登録団体委託:8講座、 ・(公財)新潟県女性財団との共催:2講座 ※委託講座の詳細については、センター登録団体懇談会で企画をまとめながら作成した。	A	見直し・改善	登録団体の経験値や企画力が向上したことに伴い、市の直営を廃止し、登録団体への委託若しくは県女性財団・登録団体との共催による講座へと移行する。	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の人権・同和問題についての関心や理解を深める。(数値目標:5回開催)	・広報上越や市ホームページへの掲載、民生委員や町内会長、人権擁護委員等の会議等で事業の周知を図った。 ・開催回数:8回	A	継続		人権・同和对策室
	地域において男女共同参画を応援していただける人材の育成	男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げていくための研修会及び懇談会を開催する。	研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催)	・男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会を開催した。(研修会:1回、懇談会:4回) ・講座参加者等に対し、サポーターの登録を呼びかけた。	A	継続		男女共同参画推進センター
	保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	園や学校が人権教育、同和教育、平等教育の授業に計画的に取り組み、その成果を便りやHP上で保護者・地域に発信する。また、保護者や地域住民に年1回以上、授業を公開する。	全ての学校が計画的に授業改善に取り組み、保護者や地域住民に年1回以上、授業を公開した。	A	継続		学校教育課
	小学校を会場に、人権を考える講話会を開催	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を開催する。	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を17小学校区で開催する。	小学校を会場に、人権を考える講話会を17小学校区で開催。	A	継続		社会教育課
	地域等に向けた男女共同参画の意識啓発	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。	地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で20講座以上)	男女共同参画出前講座を開催した。(16団体18回実施) (企業や学校・町内会などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣)	B	拡充	出前講座をより活用してもらうため、テーマに「女性の活躍推進」を加える。(派遣先には事業所や地域団体を想定)	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく平成30年度取組実績について

施策の方向	第3次基本計画						担当課	
			平成30年度(実績)					
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	性別に関係なく、消防団員の入団を促進する	出初式、朝市、成人式会場などで実施する入団促進活動に合わせて、市民へ消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	消防団の活動は女性も参加できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施4回以上)	・出初式や成人式の会場、商業施設で消防団員の入団促進活動に合わせて、啓発チラシの配付等を行った。 ・FM-J及び広報上越にて防火啓発と合わせて、消防団員の募集について周知した。	A	継続		危機管理課
	固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発	固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。	講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上、情報紙への記事掲載1回以上)	・固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座を開催した。(センター講座:1講座1回) ・情報紙の発行を通じ情報提供した。(6/15号)	A	継続		男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の方向	第3次基本計画						担当課	
			平成30年度(実績)					
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①男性における男女共同参画の意義の理解促進	男性に向けた男女共同参画の意識啓発	情報紙に、男性に向けた男女共同参画の意識啓発記事を掲載する。	情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」への男性向け啓発情報を掲載した。(6/15号)	A	継続		男女共同参画推進センター
②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	父子手帳の配布及びすくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布すると共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する。妊娠届出時における父子手帳の配布率100%を目指す。	・すくすく赤ちゃんセミナー土日開催:2回目年間18回(全30回)、3回目年間12回(全36回) ・妊娠届出時やセミナーにおいて父子手帳の活用を促した。	A	継続		健康づくり推進課
	男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発	男性の家庭生活、子育てへの参画の促進に向けた講座を開催する。	講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座1講座以上)	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座を開催した。(センター講座:2講座3回)	A	継続		男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (4) 子どもへの意識啓発の推進

施策の方向	第3次基本計画						担当課	
			平成30年度(実績)					
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	園行事における選曲や児童の役割分担を決める際は、男女の分け隔てなく行うとともに、日々の保育についても「男の子らしさ、女の子らしさ」といった固定的な考えを持たないように配慮しながら援助する。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施した。	A	継続		保育課
	担当者を中核とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	人権教育、同和教育(男女平等教育を含む)に関する研修を年間2回以上行い、男女平等教育の推進を図り、その成果を教育活動に還元する。	各研修を計画的に行い、男女平等教育の推進を図り、その成果を教育活動に還元した。	A	継続		学校教育課
	男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	人権教育、同和教育の全体計画に基づいた男女平等に関する指導を行い、隔てのない指導など男女平等教育を推進する。	全体計画に基づき、全教育活動を通して、男女平等に関する教育を行うよう指導した。	A	継続		

第3次男女共同参画基本計画に基づく平成30年度取組実績について

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	担当者を中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	男女共同参画推進担当者、人権教育担当者は、校内外の研修に年間1回以上参加し、その成果を確実に伝達することにより、男女平等教育に関する意識啓発を図る。	担当者が、校内外の研修で得た成果を確実に他の職員に伝達することにより、意識啓発を図った。	A	継続		学校教育課
	各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	小中学校においては、男女平等教育を確実に実施し、「実践した」と回答する学校を88%以上にする。学校における男女平等教育の現状と進捗状況を公表し、教育関係者の意識啓発を高める。	アンケート調査で「実践した」と回答した学校は97.2%に達した。学校における男女平等教育の現状と進捗状況を公表した。	A	継続		
	「男女平等」をテーマとする意識啓発	講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。	講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	・「男女平等」をテーマとする講座を開催した。(センター講座:1講座1回、出前講座:2団体3回) ・国・県及び関係団体、男女共同参画推進センターからの関連情報を提供した。	A	継続		男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく平成30年度取組実績について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (1) 労働環境の見直しの推進

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①ワーク・ライフ・バランスの浸透	こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進 関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。 こころの健康サポートセンターでの相談	精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発に努める。また、行政機関の各部署や地域の関係機関との連携を図るとともに、複合的・総合的な精神保健・自殺予防対策の基盤を整備し、自殺者数の減少を目指す。	自殺予防対策推進計画に基づいた推進活動。自殺予防対策連携会議の開催(2回)。地域での自殺予防対策の推進。こころの健康サポートセンターでの相談(延274人)	A	継続		健康づくり推進課
	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	事業者等に対する意識啓発のための広報誌やホームページによる周知	職場環境の改善に向けて、事業者等への意識啓発に取り組む。	意識啓発に向けて、広報誌やホームページへ掲載するとともに事業所訪問により周知及び働きかけを行うほか、事業所向けの講座を3回開催し、137人が参加した。	A	継続		産業政策課
	仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	市のホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載する。	市のホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載し、広く周知を行った。	A	継続		
	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランス意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座を開催した。(センター講座:1講座1回、出前講座:1団体1回)	A	継続		男女共同参画推進センター
②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	新潟労働局、新潟県、関係機関等の行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	事業や制度を効果的に周知するための広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配置	労働環境の改善に向けて、事業者等への意識啓発に取り組む。	職場環境の改善に向けて、関係機関が実施する取組や制度について広く周知を図った。	A	継続		産業政策課
	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評価に加点を行う。	建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評価に加点を行う。	市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加え、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。	市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度の周知を図った。	A	継続		契約検査課
	家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進	農業委員会だよりに家族経営協定を周知する記事を掲載する。協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	1家族の新規締結を目標とする。	農業委員会だよりに協定に関する記事を掲載した。女性農業者に対する農業委員・農地利用最適化推進委員による家族経営協定締結の働きかけを重点的に行った。(新規締結:1家族)	A	継続		農業委員会
農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化	農業委員会だよりに農業者年金を周知する記事を掲載する。農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	女性農業者の1名の新規加入を目標とする。	農業委員会だよりに農業者年金に関する記事を掲載した。女性農業者に対する農業委員等による戸別訪問等の加入の働きかけを重点的に行った。農業委員会だより掲載:1回、新規加入:無し)	C	継続			
③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	職場におけるあらゆるハラスメント防止に関する意識啓発	職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座を開催した。(出前講座:4団体5回)	A	継続		男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく平成30年度取組実績について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (2) 子育て、介護への支援の充実

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
① 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	(事業名)子育てセミナー、ベビー健康プラザ (目的)子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。	・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催	・子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 ・乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	・子育てセミナー:年10回開催 ・ベビー健康プラザ:年12回開催	A	継続		こども課
	(事業名)ファミリーサポートセンター運営事業 (目的)地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する。	新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげた。	A	継続		
	放課後児童クラブにおいて、共働き家庭が増加する中、子育てと就労の両立支援のため、昼間保護者のいない小学校1年～6年生を有償で預かり、児童の健全育成を図る。	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・支援員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	引続き、「上越市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、適切かつ効果的な運営場所の確保、支援員及び補助員の配置を行うとともに、運営を担う支援員等の資質向上を図る。	・学校外で開設している児童クラブを学校内への移転に向け学校や関係機関との調整を行うほか、学校内での調整が困難な場合には、学校近隣の公共施設や民間施設での借上げにて調整を行った。 ・支援員等研修会:年9回開催	A	継続		学校教育課
	児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。	保育園の再配置等に係る計画に基づき公立保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整えとともに職員員の適切な配置も検討する。	増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持した。	A	継続		保育課
	保護者の就労形態や家庭環境の多様化による保育ニーズに対応するため、各種特別保育事業を実施し、就労形態、発達、家庭状況等による育児不安の解消を図る。	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。	子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図った。	A	継続		
	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座を開催した。(センター講座:1講座1回、出前講座:1団体1回)	A	継続		男女共同参画推進センター
② 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する意識啓発	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座を開催した。(センター講座:1講座・1回)	A	継続		男女共同参画推進センター	

第3次男女共同参画基本計画に基づく平成30年度取組実績について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課		
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)	
①女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及啓発	女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持	女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座を開催した。(センター講座:1講座・1回)	A	継続		男女共同参画推進センター	
	保健体育の授業(「心身の機能の発達と健康」「健康な生活と疾病の予防」)及び保健指導において、性に関する正しい知識を指導する。	・各校園ごとに性に関する指導の全体計画を作成し、「性に関する指導」を年間計画に位置付け実施する。	各校園における「性に関する指導」の実施率75%以上を目指す。	・性に関する指導の全体計画を作成するよう指導した。 ・各校園において「男女の体のつくり」「二次性徴の発現と特徴」「性感染症」「男女の役割」等の「性に関する指導」を100%実施した。	A	見直し・改善	各校園において「性に関する指導」を確実に実施し、性に対する正しい知識を指導する。	学校教育課	
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりについて啓発を行う。	・健康づくり推進活動チーム研修会(62回)や食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会(19回)で女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発した。	A	継続		健康づくり推進課	
	子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 子宮頸がんと乳がんの検診受診者を平成29年度より増加させる。	・受診勧奨 ・モバイル受付 乳がん検診430人 子宮頸がん検診298人 ・無料クーポン券配布 子宮頸がん検診(21歳のみ) 51人/881人(利用率5.78%) 乳がん検診(41歳のみ) 286人/1,213人(利用率23.57%) ・夕方・土曜日・日曜日健診の実施(11回) ・受診者 乳がん検診4,610人 (H29 7.1%→H30 7.0%) 子宮頸がん検診5,762人 (H29 7.2%→H30 6.9%) 乳がん検診、子宮頸がん検診とも受診者数を増加させることが出来なかった。	C	継続			
	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数:14回	妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。	・妊婦一般健康診査公費負担14回 ・妊娠届出時において受診勧奨を行った。	A	継続			
	実施主体を体育協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	実施主体を体育協会等とし、広報じょうえつ等に教室情報を掲載し、周知を図る。	・女性が参加しやすい各種教室の開催回数の維持(目標:600回以上)	広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援する。(実績:723回)	A	継続			スポーツ推進課
	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。(産前・産後ヘルパー派遣事業)	・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内、70時間を限度) ・派遣内容:家事援助、兄姉の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内4事業所	関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	・妊娠届出やすくすく赤ちゃんセミナーなどの母子保健事業において周知した。 ・産科医療機関及び関係団体への制度説明を実施した。	A	継続			
「たばこ健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。 女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	たばこ健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、たばこの害から市民の健康を守り、クリーンな環境の整備に努める。 妊婦の喫煙率1.0%以下を目指す。	・妊産婦喫煙防止 すくすく赤ちゃんセミナーにおいて、喫煙習慣のある妊婦及び夫に対して、禁煙に向けた指導を行った。 ・未成年者喫煙防止 ・受動喫煙防止	A	継続		健康づくり推進課		

第3次男女共同参画基本計画に基づく平成30年度取組実績について

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性	
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 午前9:30～11:30 ・月・金 午後18:30～20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	相談先を周知し、健康相談室の利用を促進することにより、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊娠届出やすくすく赤ちゃんセミナーなどの母子保健事業やホームページにおいて周知を図った。 相談件数508件	A	継続	
	生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊産婦・新生児訪問指導事業:妊産婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんには赤ちゃん事業:新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達にあった支援を行う。	子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。 出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。	・妊産婦・新生児訪問、こんには赤ちゃん訪問を実施した。あわせて、未訪問者の把握及び支援を実施した。 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援を実施した。	A	継続	
	中学校、高等学校を対象に、生徒自身が心と身体の特徴を理解するとともに次世代を生き育てる体づくりをする大事な時期であることを認識し、望ましい生活習慣を選択する力をつけることができるよう健康教育を行う。	中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催する。	次世代を生き育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さを学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。	・中学校で「命、きずなを考える講座」を実施した。(65回) ・高等学校で「思春期保健講座」を実施した。(43回)	A	継続	

第3次男女共同参画基本計画に基づく平成30年度取組実績について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①生活困窮者の自立促進の支援	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。 ・自立相談支援事業登録者による生活保護申請率13%以下	生活困窮者自立支援制度に基づく事業を展開した。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援 生活保護申請人数10人 / 自立相談支援事業登録者103人	A	継続		福祉課
②ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定等を図るため児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。	申請漏れ0件とする	申請漏れがないよう、離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底した。	A	継続		こども課
	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する。	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。	申請漏れ0件とする	申請漏れがないよう、離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底した。	A	継続		

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標(1) 女性の能力発揮への支援

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	広報上越への掲載による能力開発機会を情報提供	広報上越への掲載を通じて、スキルアップのための講座情報を広く周知する。	広報上越に能力開発機会の情報を12件以上掲載した。 (3月末時点で29件掲載)	A	継続		産業政策課
	女性労働者の福祉増進と地位向上に向けた女性サポートセンター事業の開催	女性の能力発揮に向けた各種講座等を開催する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催し、女性の雇用に関する相談窓口を月1回設置する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催する。事業については、女性サポートセンター運営委員会の意見を反映し実施した。女性の雇用に関する相談窓口を月1回、事前予約制で設置したほか、開設日以外でも相談があれば随時対応した。	A	継続		
	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の活躍推進に向けた意識啓発をテーマに取り入れた講座の開催(センター講座:2講座5回、共催講座:1講座1回、出前講座:1団体1回)	A	拡充	「女性の活躍推進」をさらに促進するため、出前講座のテーマに「女性の活躍推進」を加える。	
②女性の再就職への支援	女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	女性のための就労支援事業を実施し、女性が再就職しやすい環境を整える。	女性のための再就職支援セミナーを開催し、8名の参加があった。	A	継続		産業政策課
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援した。	A	継続		こども課
	女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集するとともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。	継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに、関連情報を提供した。	A	継続		男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく平成30年度取組実績について

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)					担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性	理由・見直し内容等(継続以外)	
①女性人材の情報収集、整備、提供	農業経営に対する女性参画の推進	新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。	農業経営における女性参画を推進するため、新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。 (数値目標)認定者数:1人	新潟県農村地域生活アドバイザーの確保に向けて県振興局と連携し、候補者を選定して呼び掛けを行ったものの認定には至らなかった。	C	継続		農政課
	女性人材バンク ※I-3-(3)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページ等を通じて女性人材バンクへの登録呼び掛けを行った。	A	継続		男女共同参画推進センター
②女性の参画情報の調査、公表	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-4-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画に従い実施し、平成31年度を達成年度としている各目標値の上昇を図る。	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として職員を配置するとともに、産前休暇前や職場復帰前の職員面談、育児休業中職員情報交換会を実施した。 ・男性職員の子育て制度に関する各種休暇制度等の案内を、所属長から手交してもらう取組(H28年度から実施)を継続。 ・各目標値の上昇数は、14項目中8項目(57.1%)であった。また、目標値到達数は14項目中5項目(35.7%)であった。	C	継続		人事課
	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報の収集・調査を行い公表する。				新規	第3次基本計画の柱の一つである「女性の活躍推進」を促進するため。	男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)					担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性	理由・見直し内容等(継続以外)	
①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進	女性人材バンク ※I-3-(2)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページ等を通じて女性人材バンクへの登録呼び掛けを行った。	A	継続		男女共同参画推進センター
	市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	【全庁での取組】市の各種委員会・審議会等の委員選任に関し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。	引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を向上させる。	庁内に向けた「クォータ制」の趣旨及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けて働きかけた。(市職員研修の場を活用)	C	継続		全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育の実施。	制度の周知に努め、市主催の会議等に参加する委員に対し、会議等への出席がしやすい環境をつくる。	市主催の会議等に参加する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、市主催の会議等に参加する委員に対し、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を継続する。	A	継続		保育課
②女性職員の積極的な登用	市の中堅幹部として必要な行政管理能力・政策形成能力を習得する研修の機会を男女均等に付与し、管理職の候補となり得る職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣する。	高度な行政執行スキルを身に付けることができる自治大学校への派遣研修生の女性割合を50%とする。	地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年検討・見直しを行っている。平成30年度は市の人材マネジメントの中心となる職員を養成するため、自治大学校への派遣研修に替えて別の研修機関へ、主事級の女性職員1人を派遣した。(3人1チーム派遣:女性割合33.3%)	A	継続		人事課
	女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。	女性職員数の増加に向け、受験者の女性の割合を増加させるとともに、女性職員・男性職員の区別なく、公正に職員を採用し、様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たり、子育て支援制度等、働きやすい職場であることを職員採用ガイドに掲載したほか、職員採用説明会において、実際の育児休業取得者が直接説明する機会を設け周知したうえで申込者を募り、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行った。 ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用した。	A	継続		人事課

第3次男女共同参画基本計画に基づく平成30年度取組実績について

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (1) 男女共同参画推進センターの充実

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①男女共同参画に関する情報発信の強化	男女共同参画に関する市の取組の紹介	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成と配布による周知・啓発	上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成 ・上越市ホームページでの公開	A	継続		男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-1-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。(数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行(年4回・1回当たり10,000部) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させた。	A	継続		
	市民への男女共同参画に関する情報提供と情報発信	男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ情報提供と情報発信を行う。	男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。(数値目標:図書貸出数100冊以上・貸出人数50人以上)	男女共同参画関係図書の購入及び貸出(貸出冊数322冊、貸出人数108人)	A	継続		
②市民や活動団体への支援	男女共同参画の活動団体への支援	・男女共同参画推進センター登録団体懇談会・研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供	登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催)	男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会の開催(4回) ・研修会の実施(1回) ・各種情報の提供(随時)	A	継続		男女共同参画推進センター
	センター登録団体等との連携	センター登録団体への講座の委託及び協働による講座の運営。	講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:8講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、講座を開催した。(委託:8講座、共催:2講座)	A	継続		

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止対策周知	研修(特に課長級・副課長級職員対象)時に、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	継続して周知を行うとともにハラスメントの実情を把握し、現状に即した情報を提供できるようにする。	・課長級マネジメント研修において、セクシュアル・ハラスメントの基礎知識及び防止に関する講義の実施 ・相談窓口の継続設置	A	継続		人事課
	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	広報上越や市ホームページなどの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	職員への意識づけのため、広報主任会議を開催した。	A	継続		広報対話課
	男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	保育士・幼稚園教諭向け研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	保育士向け研修会を開催した。(「ハラスメントの防止」をテーマとして9月に開催)	A	継続		男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する職員の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。	職員向けの研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	職員向け研修会を開催した。(「ワーク・ライフ・バランスの推進」をテーマとして8月に開催)	A	継続		

第3次男女共同参画基本計画に基づく平成30年度取組実績について

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。	現行の制度を継続して実施する。	H30年度は正規職員1人、非常勤一般職3人が新たに申請し、全体で33人が利用した。	A	継続		人事課
	男女共同参画に係る市民意識の把握	・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。	講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。	各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、意識・現状を把握した。	A	継続		男女共同参画推進センター
	情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	【全庁での取組】 広報じょうえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等常にジェンダーの視点からチェックする。	職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行った。(市職員研修の場を活用)	A	継続		全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	人間関係、セクシュアル・ハラスメント等に関する悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実を図る。	外部・内部の相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	各種相談窓口の周知を図る。相談があった場合には、適時適切に対応する。	・相談窓口を継続設置し、各種相談窓口の周知を図った。 ・職員からの相談に適切に対応した。	A	継続		
	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-3-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。	・特定事業主行動計画に従い実施し、平成31年度を達成年度としている各目標値の上昇を図る。	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として職員を配置するとともに、産前休暇前や職場復帰前の職員面談、育児休業中職員情報交換会を実施した。 ・男性職員の子育て制度に関する各種休暇制度等の案内を、所属長から手交してもらう取組(H28年度から実施)を継続。 ・各目標値の上昇数は、14項目中8項目(57.1%)であった。また、目標値到達数は14項目中5項目(35.7%)であった。	C	継続		人事課
	子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要のある家族のある職員が、子育てや介護に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	・特定事業主行動計画に従い実施し、平成31年度を達成年度としている目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均10日」を目指す。	・年次有給休暇の取得を促すため、年次有給休暇取得奨励について所属長に通知し、取得しやすい環境づくりを行った(年次有給休暇取得:平均10.0日)。 ・職員のおめでた情報の掲載時に、年次有給休暇や各種休暇制度の利用促進を記載したフォーマットを使用し、その都度周知を行った。	A	継続		
	男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対するの男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。	集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に備えた。	A	継続		危機管理課
女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害用備蓄物資を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害用備蓄物資(粉ミルク、アレルギー対応食品)について、市内16か所の拠点施設に配備を継続した。	A	継続			

第3次男女共同参画基本計画に基づく平成30年度取組実績について

分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標(1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	情報紙を通じたDV防止に関する啓発・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への継続的な記事掲載を通じて、DVを始めとする主に女性に対する暴力防止について啓発した。(9月15日号にデートDVに関する特集記事を掲載)	A	継続		男女共同参画推進センター
	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るための講座を開催する。	センター講座及び出前講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	DV防止をテーマに取り入れた講座を開催した。 ・男女共同参画推進センター講座(3講座3回) ・学校・企業・地域等を対象とする出前講座(講師の派遣)(6団体7回)	A	継続		
②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発用DVDの貸し出しや、出前講座の開催働きかけを行う。	センター所有の啓発DVDの貸出や、講座の開催を通して、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止に向けて啓発を行った。 ・啓発DVDの貸し出し(貸出実績なし) ・センター講座(1講座1回)・出前講座(4団体5回)の開催	A	見直し・改善	近年は、DVDの貸出がなく、学校や企業からは講師派遣の要望が高まってきていることから、出前講座を中心とした啓発活動へ見直す。	男女共同参画推進センター

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標(2) 相談窓口の充実

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①女性相談事業の充実	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実	女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。	各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などに努めた。	A	継続		男女共同参画推進センター
	女性相談窓口の周知	女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。	これまでの周知啓発に加え、より女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。	・女性相談カードの発行及び配布を通じて相談窓口の周知を図った。(2,000部作成、市内施設・医療機関・スーパーなどに配置) ・女性相談やDVなどについて周知するポスターの作成及び講座等での活用(A1×7枚作成)、センター講座や出前講座での活用、市民プラザのイベントでの活用、女性相談窓口への掲出	A	継続		
②その他相談機関との連携	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力	DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な庁内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVに関する知識を高める。	関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催した。(会議は1回、個別の連携は随時実施)	A	継続		男女共同参画推進センター
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	子育てに不安や負担を抱える保護者に対して、関係機関が連携し必要な支援を早期に、かつ、継続的に受けられる状態にする。	子育てに関する情報提供や相談を行い、子育て不安の解消につなげた。庁内・庁外関係機関との連携を図った。	A	継続		健康づくり推進課、すこやかなくらし包括支援センター
	介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	高齢者虐待防止マニュアル等の活用や関係者間での情報共有による適切な支援・対応のための研修会を実施した。	A	継続		高齢者支援課

第3次男女共同参画基本計画に基づく平成30年度取組実績について

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	DVに関する制度や法律の周知	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。	DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:特集記事掲載1回)	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」(9月15日号に特集記事掲載)や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した制度の周知を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター
②被害者への安全確保のための情報提供	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:安全確保を図るための関係機関との連絡・連携	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口を設置し、相談に対応した。 ・3人の相談員を配置 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は電話のみ19時まで) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施 女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情は寄せられなかった。	A	継続		男女共同参画推進センター
	DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。	被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意し、緊急時における体制を維持した。(貸出実績なし)	A	継続		
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集を努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	A	継続		市民相談センター

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (2) 自立への支援

施策の方向	第3次基本計画		平成30年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	到達度	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①生活再建への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	A	継続		男女共同参画推進センター
②同伴者への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	A	継続		男女共同参画推進センター

第3次基本計画に基づく平成30年度取組実績について


■全庁的に取り組むべき施策に関する集約結果と結果に基づく評価(該当:9ページ及び11ページ)

施策の方向	事業内容	事業計画	各課事業等の集約結果				到達度
<p>▶ 9ページ</p> <p>I 男女が等しく参画するための社会環境整備 3 女性が活躍できる社会づくり (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大 ① 市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進</p>	市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	市の各種委員会・審議会等の委員選任に関し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。	クォータ制達成状況		女性委員の登用状況		「C」評価
			達成	28審議会等 (22.2%)	1人以上登用	117審議会等 (92.9%)	
			未達成	98審議会等 (77.8%)	委員への登用なし	9審議会等 (7.1%)	
			合計	126の審議会等			
			<p><クォータ制の考え方> 委員が同数(定数が奇数である時は、男女の数の差が1人であること。)となるよう配慮すること。</p>				
			男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進				
<p>▶ 11ページ</p> <p>I 男女が等しく参画するための社会環境整備 4 推進体制の整備 (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進 ② 男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進</p>	情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	広報上越やホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等常にジェンダーの視点からチェックする。	A 目標達成	61課等 (91.0%)	67課等 (100.0%)	「A」評価	
			B 目標はほぼ達成	2課等 (3.0%)			
			C 目標未達成	該当なし			
			D 該当なし	4課等 (6.0%)			
			合計	67課等			

■参考資料(審議会等における現状)

執行機関、審議会等		区分別登用状況 (H31. 3. 31現在)				女性委員が不在 (9)
法令等に基づく執行機関、審議会等の区分		審議会等	男性	女性	合計	<p>大潟区地域協議会、頸城区地域協議会、八千浦区地域協議会、上越地域予防接種健康被害調査委員会、上越市漁港運営協議会、吹上・釜蓋遺跡調査指導委員会、上越市選挙管理委員会、上越市クリーンセンター生活環境保全協議会、上越市第三セクター等経営検討委員会</p>
執行機関	<p>1. 地方自治法第180条の5第1項に規定する執行機関 ・教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員</p> <p>2. 地方自治法第180条の5第3項に規定する執行機関 ・農業委員会、固定資産評価審査委員会</p>	6	34人	7人	41人	
附属機関	<p>3. 地方自治法第202条の5第1項に規定する地域協議会 ・地域自治区に置く地域協議会</p>	28	318人	70人	388人	
	<p>4. 地方自治法第202条の3の規定に基づき条例で設置する審議会及び要綱等に基づく私的諮問機関等 ・上越市特別職報酬等審議会 など</p>	92	882人	426人	1,308人	
		126	1,234人	503人	1,737人	<p>女性委員の構成比が10%以下 (10)</p> <p>上越市国民保護協議会、上越市国民保護協議会幹事会、上越市防災会議、上越市大規模開発行為審議会、大島区地域協議会、金谷区地域協議会、和田区地域協議会、上越市農業委員会、上越市水道水源保護審議会、上越市いじめ問題対策連絡協議会</p>

第3次基本計画に基づく令和元年度実施計画【総括表】

 …女性活躍推進に関連する重点目標

施策の分野【2】	基本目標【6】	重点目標【17】	施策の方向【35】	事業数	
I 男女が等しく参画するための社会環境整備	1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：8 ▶ 事業数：20	(1) 男女共同参画についての理解の促進	①広報などを通じた継続的啓発活動の推進 ②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	重複1 3 1	
		(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 ②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	5 2	
		(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進 ②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	1 2	
		(4) 子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底 ②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	3 3	
	2 男女共同参画を実践できる環境づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：9 ▶ 事業数：31	(1) 労働環境の見直しの推進	①ワーク・ライフ・バランスの浸透 ②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進 ③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	4 4 1	
		(2) 子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 ②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	6 1	
		(3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及啓発 ②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	2 9	
		(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	①生活困窮者の自立促進の支援 ②ひとり親家庭等への支援の充実	1 2	
	3 女性が活躍できる社会づくり ▶ 重点目標：3 ▶ 施策の方向：6 ▶ 事業数：15	(1) 女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催 ②女性の再就職への支援	3 3	
		(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供 ②女性の参画情報の調査、公表	重複1 2 重複1 2	
		(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進 ②女性職員の積極的な登用	重複1 3 2	
		(1) 男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化 ②市民や活動団体への支援	重複1 3 2	
	4 推進体制の整備 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：17	(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	①市職員への研修会の実施 ②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	4 重複1 8	
		II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援	1 暴力を許さない社会づくり ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：8	(1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発
	(2) 相談窓口の充実			①女性相談事業の充実 ②その他相談機関との連携	2 3
	2 被害者等への支援 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：6		(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進 ②被害者への安全確保のための情報提供	1 3
			(2) 自立への支援	①生活再建の支援 ②同伴者への支援	1 1
	合計（重複登録分を除く合計）				93

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度実施計画について

分野 I 男女が等しく参画するための社会環境整備

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (1) 男女共同参画についての理解の促進

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発	市役所市民課ロビー及び市民プラザ男女共同参画推進センターにおいて、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら配置し、市民向けに情報提供する。	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、より分かりやすく適時適切に情報提供する。	継続的な男女共同参画に関する情報の提供 ・男女共同参画週間(6月)、女性に対する暴力の防止(11月)、図書コーナーの利用促進など	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-4-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行(年4回・1回当たり10,000部) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。	
	男女共同参画に関係する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に関係する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。	引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列する。	人事課
②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	男女共同参画の基本的知識の周知	男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で9講座以上)	男女共同参画推進センター講座の開催 ・センター登録団体委託:8講座、 ・(公財)新潟県女性財団との共催:1講座 ※講座の詳細については、センター登録団体懇談会で企画をまとめながら作成する。	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の人権・同和問題についての関心や理解を深める(数値目標:5回開催)。	・広報上越や市ホームページへの掲載、民生委員や町内会長、人権擁護委員等の会議等で事業の周知を図る。 ・開催回数:5回	人権・同和对策室
	地域において男女共同参画を応援していただける人材の育成	男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げていくための研修会及び懇談会を開催する。	研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催)	・男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会を開催する。 ・講座参加者等に対し、サポーターの登録を呼びかける。	男女共同参画推進センター
	保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回以上公開する。	年間計画に男女平等教育の授業を位置付けさせ、授業参観日等に保護者や地域の方々に授業を公開するように各学校を指導する。	学校教育課
	小学校を会場に、人権を考える講話会を開催	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を開催する。	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を17小学校区で開催する。	小学校を会場に、人権を考える講話会を開催する。	社会教育課
	地域等に向けた男女共同参画の意識啓発	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。	地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で20講座以上)	男女共同参画出前講座の開催 (企業や学校・町内会などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣)	男女共同参画推進センター
②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	性別に関係なく、消防団員の入団を促進する	出初式、朝市、成人式会場などで実施する入団促進活動に合わせて、市民へ消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	消防団の活動は女性も参加できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施4回以上)	出初式、朝市、成人式会場などで消防団員の入団促進活動に合わせて、啓発チラシの配付等を行う。	危機管理課
	固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発	固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。	講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上、情報紙への記事掲載1回以上)	・固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催 ・情報紙の発行を通じた情報提供	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度実施計画について

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①男性における男女共同参画の意義の理解促進	男性に向けた男女共同参画の意識啓発	情報紙に、男性に向けた男女共同参画の意識啓発記事を掲載する。	情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への男性向け啓発情報を掲載する。	男女共同参画推進センター
②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	父子手帳の配布及びすくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布すると共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する。妊娠届出時における父子手帳の配布率100%を目指す。	・すくすく赤ちゃんセミナー土日開催:2回目年間18回(全30回)、3回目年間12回(全36回) ・妊娠届出時やセミナーにおいて父子手帳の活用を促す。	健康づくり推進課
	男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発	男性の家庭生活、子育てへの参画の促進に向けた講座を開催する。	講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座1講座以上)	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座の開催	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (4) 子どもへの意識啓発の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	園行事における選曲や児童の役割分担を決める際は、男女の分け隔てなく行うとともに、日々の保育についても「男の子らしさ、女の子らしさ」といった固定的な考えを持たないように配慮しながら援助する。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	保育課
	担当者を中核とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育の推進のために、年間2回以上男女平等教育を含む人権教育、同和教育の園内研修会を行う。	年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するように幼稚園を指導する。	学校教育課
	男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき、各教科領域で指導するとともに、年一回以上男女平等教育の授業を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導する。	
②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	担当者を中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育に関する意識啓発を図るために、男女共同参画推進担当者、人権教育担当者が、校外の研修に年間1回以上参加し、その成果を確実に伝達する。	担当者が校外の男女平等教育に関する研修に参加するよう、各学校に指導する。	学校教育課
	各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	男女平等教育推進状況アンケートを年1回以上実施し、現状と進捗状況を明らかにし、教育関係者の意識を高める。	男女平等教育推進状況アンケートを実施させ、その結果を学校評価に生かすよう、各学校に指導する。	
	「男女平等」をテーマとする意識啓発	講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。	講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	・「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座、出前講座) ・国・県及び関係団体、男女共同参画推進センターからの関連情報の提供	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度実施計画について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (1) 労働環境の見直しの推進

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①ワーク・ライフ・バランスの浸透	こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進 関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。 すこやかにくらし包括支援センターでの相談	精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発に努める。また、行政機関の各部署や地域の関係機関との連携を図るとともに、複合的・総合的な精神保健・自殺予防対策の基盤を整備し、自殺者数の減少を目指す。	自殺予防対策推進計画に基づいた推進活動。自殺予防対策連携会議の開催。地域での自殺予防対策の推進。 すこやかにくらし包括支援センターでの相談。	すこやかにくらし包括支援センター
	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	事業者等に対する意識啓発のための広報誌やホームページによる周知	職場環境の改善に向けて、ワーク・ライフ・バランス等の講座を開催し定員の7割以上の参加を目指す。	広報誌やホームページに掲載するとともに事業所訪問により周知及び働きかけを行うほか、事業所向けの講座を開催する。	産業政策課
	仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。(年2回以上)	市のホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載し、広く周知を行う。	産業政策課
	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座の開催	男女共同参画推進センター
②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	新潟労働局、新潟県、関係機関等を行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	事業や制度を効果的に周知するための広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配置	労働環境の改善に向けて、定期的な情報提供を行う。(年2回以上)	関係機関が実施する取組や制度について広く周知する。	産業振興課
	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評価に加点を行う。	建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評価へ加点を行う。	市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加点し、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。	引き続き、市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を周知していく。	契約検査課
	家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進	農業委員会だよりにより家族経営協定を周知する記事を掲載する。 協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	1家族の新規締結を目標とする。	農業委員会だよりにより協定に関する記事を掲載する。 農業委員・農地利用最適化推進委員は家族経営協定締結の働きかけを、女性農業者に対し重点的に行う。	農業委員会
	農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化	農業委員会だよりにより農業者年金を周知する記事を掲載する。 農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	女性農業者の1名の新規加入を目標とする。	農業委員会だよりにより農業者年金に関する記事を掲載する。 農業委員等による戸別訪問等の加入の働きかけを、女性農業者に対し重点的に行う。	農業委員会
③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	職場におけるあらゆるハラスメント防止に関する意識啓発	職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座の開催	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度実施計画について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (2) 子育て、介護への支援の充実

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
① 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	(事業名)子育てセミナー、ベビー健康プラザ (目的)子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。	・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催	・子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 ・乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	・子育てセミナー:年10回開催 ・ベビー健康プラザ:年12回開催	こども課
	(事業名)ファミリーサポートセンター運営事業 (目的)地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する	新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。	
	放課後児童クラブにおいて、共働き家庭が増加する中、子育てと就労の両立支援のため、昼間保護者のいない小学校1年～6年生を有償で預かり、児童の健全育成を図る。	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・指導員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	引続き、「上越市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、適切かつ効果的な運営場所の確保、支援員及び補助員の配置を行うとともに、運営を担う支援員等の資質向上を図る。	・学校外で開設している児童クラブを学校内への移転に向け学校や関係機関との調整を行うほか、学校内での調整が困難な場合には、学校近隣の公共施設や民間施設の借上げにて調整を行う。 ・支援員等研修会を年5回以上行い、支援員等の資質向上を図る。	学校教育課
	児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。	保育園の再配置等に係る計画に基づき公立保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整えるとともに職員の適切な配置も検討する。	増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持する。	保育課
	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・支援員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。	子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図る。	
男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座の開催	男女共同参画推進センター	
② 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座の開催	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度実施計画について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及啓発	女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持	女性の性と生殖に関する健康と権利及び生涯を通じた健康保持に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座の開催	男女共同参画推進センター
	保健体育の授業(「心身の機能の発達と健康」「健康な生活と疾病の予防」)及び保健指導において、性に関する正しい知識を指導する。	各校園ごとに性に関する指導の全体計画を作成し、「性に関する指導」を年間計画に位置付け実施する。	各校園における「性に関する指導」の実施率75%以上を目指す。	・性に関する指導の全体計画の作成 ・「男女の体のつくり」「二次性徴の発現と特徴」「性感染症」「男女の役割」等に係る授業及び保健指導の実施	学校教育課
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。	・健康づくり推進活動チーム研修会(31回) ・食生活改善推進員、運動普及推進員研修会(11回)	健康づくり推進課
	子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 子宮頸がんと乳がんの検診受診者を受診率を前年度より増加させる。	・受診勧奨 ・モバイル受付 ・無料クーポン券配布 子宮頸がん検診(21歳のみ) 乳がん検診(41歳のみ) ・夕方・土曜日・日曜日健診の実施	
	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数:14回	妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。	・妊婦一般健康診査公費負担14回 ・妊娠届出時における受診勧奨	
	実施主体をスポーツ協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	実施主体をスポーツ協会等とし、広報上越等に教室情報を掲載し、周知を図る。	・女性が参加しやすい各種教室の開催回数の維持(目標:600回以上)	広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援する。	
	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。(産前・産後ヘルパー派遣事業)	・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内、70時間を限度) ・派遣内容:家事援助、兄姉の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内4事業所	関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	・母子保健事業における周知 ・産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施	健康づくり推進課
	「たばこ健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。 女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	たばこ健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、たばこの害から市民の健康を守り、クリーンな環境の整備に努める。 妊婦の喫煙率の減少を目指す。	・妊産婦喫煙防止 すくすく赤ちゃんセミナーにおいて、喫煙習慣のある妊婦及び夫に対して、禁煙に向けた指導を行う。 ・未成年者喫煙防止 ・受動喫煙防止	
	助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 午前9:30～11:30 月・金 午後18:30～20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	相談先を周知し、健康相談室の利用を促進することにより、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	・母子保健事業における周知 ・ホームページでの周知	
	生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊産婦・新生児訪問指導事業:妊婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんにちは赤ちゃん事業:新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達にあった支援を行う。	子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。 出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。	・妊産婦・新生児訪問の実施 ・こんにちは赤ちゃん訪問の実施 ・未訪問者の把握及び支援の実施 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援の実施。	
中学校、高等学校を対象に、生徒自身が心と身体の特徴を理解するとともに次世代を生み育てる体づくりをする大事な時期であることを認識し、望ましい生活習慣を選択する力をつけることができるよう健康教育を行う。	中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催する。	次世代を生み育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さ等を学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。	・中学校での「命、きずなを考える講座」の実施 ・高等学校での「思春期保健講座」の実施	健康づくり推進課	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度実施計画について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①生活困窮者の自立促進の支援	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。 ・自立相談支援事業登録者による生活保護申請率13%以下	生活困窮者自立支援制度に基づく事業の展開 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援	福祉課
②ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定等を図るため児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。	申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう徹底する。	こども課
	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する。	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。	申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう徹底する。	

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (1) 女性の能力発揮への支援

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	広報上越への掲載による能力開発機会を情報提供する。	スキルアップを進めるため、講座情報を広報上越に24件以上掲載する。	広報上越に能力開発機会の情報を掲載する。	産業振興課
	女性労働者の福祉増進と地位向上に向けた女性サポートセンター事業の開催	女性の能力発揮に向けた各種講座等を開催する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催し定員の7割以上の参加を目指すとともに、女性の雇用に関する相談窓口を月1回事前予約制で設置するほか、開設日以外でも相談があれば随時対応する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催する。事業については、女性サポートセンター運営委員会の意見を反映しながら実施する。	
	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発をテーマに取り入れた講座の開催	男女共同参画推進センター
②女性の再就職への支援	女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	女性のための再就職支援セミナーを開催し定員の7割以上の参加を目指すとともに就労支援事業を実施し、女性が再就職しやすい環境を整える。	女性のための再就職支援セミナーを開催するほか、関係機関との協議、調整、状況把握を行う。	産業振興課
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	こども課
	女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集するとともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。	継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに、関連情報を提供する。	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度実施計画について

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①女性人材の情報収集、整備、提供	農業経営に対する女性参画の推進	新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。	農業経営における女性参画を推進するため、新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。 (数値目標)認定者数:1人	新潟県農村地域生活アドバイザーの確保	農政課
	女性人材バンク ※I-3-(3)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け及び関係課及び学校等に対する活用呼び掛け	男女共同参画推進センター
②女性の参画情報の調査、公表	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-4-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画に従い実施し、令和元年度を達成年度としている各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	人事課
	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報の収集・調査を行い公表する。	女性の参画・活躍情報を収集・調査し公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。	市ホームページを通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を提供する。	男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進	女性人材バンク ※I-3-(2)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け及び関係課及び学校に対する活用呼び掛け	男女共同参画推進センター
	市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	【全庁での取組】 市の各種委員会・審議会等の委員選任に関し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。	引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を向上させる。	庁内に向けた「クォータ制」の趣旨及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けて働きかける。	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育の実施。	制度の周知に努め、市主催の会議等に出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい環境をつくる。	市主催の会議等に出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、市主催の会議等に出席する委員に対し、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を継続する。	保育課
②女性職員の積極的な登用	市の中堅幹部として必要な行政管理能力・政策形成能力を習得する研修の機会を男女均等に付与し、管理職の候補となり得る職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣する。	高度な行政執行スキルを身に付けることができる自治大学校への派遣研修生の女性割合を50%とする。	地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年検討・見直しを行っている。令和元年度は市の人材マネジメントの中心となる職員を養成するため、自治大学校への派遣研修に替えて別の研修機関へ女性職員2人を派遣する。	人事課
	女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。	女性職員数の増加に向け、受験者の女性の割合を増加させるとともに、女性職員・男性職員の区別なく、公正に職員を採用し、様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たり、子育て支援制度等、働きやすい職場であることを周知し、受験者数の増加を図るほか、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行う。 ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度実施計画について

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (1) 男女共同参画推進センターの充実

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①男女共同参画に関する情報発信の強化	男女共同参画に関する市の取組の紹介	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成と配布による周知・啓発	上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成 ・上越市ホームページでの公開	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-1-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行(年4回・1回当たり10,000部) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。	
	市民への男女共同参画に係る情報提供と情報発信	男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ情報提供と情報発信を行う。	男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。(数値目標:図書貸出数280冊以上・貸出人数90人以上)	男女共同参画関係図書の購入及び貸出	
②市民や活動団体への支援	男女共同参画の活動団体への支援	・男女共同参画推進センター登録団体懇談会・研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供	登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催)	男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会の開催 ・研修会の実施 ・各種情報の提供	男女共同参画推進センター
	センター登録団体等との連携	センター登録団体への講座の委託及び協働による講座の運営。	講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:8講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、講座を開催する。	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度実施計画について

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止対策周知	研修(特に課長級・副課長級職員対象)時に、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	継続して周知を行うとともにハラスメントの実情を把握し、現状に即した情報を提供できるようにする。	・課長級マネジメント研修において、セクシュアルハラスメントの基礎知識及び防止に関する講義の実施 ・相談窓口の継続設置	人事課
	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	職員への意識づけのため、年に1回以上広報主任会議を開催する。	広報対話課
	男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	保育士向け研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	保育士向け研修会を開催する。	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する職員の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。	職員向けの研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	職員向け研修会を開催する。	男女共同参画推進センター
②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。	現行の制度を継続して実施する。	現行制度の継続実施	人事課
	男女共同参画に係る市民意識の把握	・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。	講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。	各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、意識・現状を把握する。	男女共同参画推進センター
	情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	【全庁での取組】 広報上越やホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等常にジェンダーの視点からチェックする。	職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行う。	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	人間関係、セクシュアル・ハラスメント等に関する悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実を図る。	外部・内部の相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	各種相談窓口の周知を図る。 相談があった場合には、適時適切に対応する。	・相談窓口を継続設置し、各種相談窓口の周知を図る。 ・職員が相談があった場合には、適時適切に対応する。	
	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-3-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。	・特定事業主行動計画に従い実施し、令和元年度を達成年度としている各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	人事課
	子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要がある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	・特定事業主行動計画に従い実施し、令和元年度を達成年度としている目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均10日」を目指す。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	
	男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対するの男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。	集中保管のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備を継続する	危機管理課
女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害用備蓄物資を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	今後も引き続き要配慮者物資の維持管理を継続する(粉ミルクは毎年度更新)		

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度実施計画について

分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	情報紙を通じたDV防止に関する啓発 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への継続的な記事掲載を通じて、DVを始めとする主に女性に対する暴力防止について啓発する。	男女共同参画推進センター
	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るための講座を開催する。	センター講座及び出前講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	DV防止をテーマに取り入れた講座の開催 ・男女共同参画推進センター講座 ・学校・企業・地域等を対象とする出前講座(講師の派遣)	
②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発用DVDの貸し出しや、出前講座の開催働きかけを行う。	出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発 ・センター講座・出前講座の開催	男女共同参画推進センター

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (2) 相談窓口の充実

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①女性相談事業の充実	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実	女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。	各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加する。	男女共同参画推進センター
	女性相談窓口の周知	女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。	女性相談カードや啓発用リーフレットのほか、大型パネルの掲出など、女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。	・女性相談カードの配布(市内施設・医療機関・スーパーなどに配置)・・・継続 ・女性相談やDVなどについて周知するポスターの作成及び講座等での活用	
②その他相談機関との連携	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力	DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な庁内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVに関する知識を高める。	関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催する。	男女共同参画推進センター
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	子育てに不安や負担を抱える保護者に対して、関係機関が連携し必要な支援を早期に、かつ、継続的に受けられる状態にする。	子育てに関する情報提供や相談を行い、子育て不安の解消につなげる。庁内・庁外関係機関との連携	健康づくり推進課、すこやかなくらし包括支援センター
	介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。 また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	高齢者虐待防止マニュアル等の活用や関係者間での情報共有による適切な支援・対応	高齢者支援課、すこやかなくらし包括支援センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和元年度実施計画について

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	DVIに関する制度や法律の周知	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。	DVIの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:特集記事掲載1回)	DVIに関する制度などの周知 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した情報掲載	男女共同参画推進センター
②被害者への安全確保のための情報提供	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:安全確保を図るための関係機関との連絡・連携	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施	男女共同参画推進センター
	DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。	被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意する。	
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後 (1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課等との連携体制を維持する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後 (1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民相談センター

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (2) 自立への支援

施策の方向	第3次基本計画		令和元年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①生活再建への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	男女共同参画推進センター
②同伴者への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	男女共同参画推進センター